

## 書面 4

### 費用・報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、消費者機構日本が委託者から支払を受ける費用及び報酬の基準と算定の考え方を定める。

(定義)

第2条 この規程及び当機構が別に定める「簡易確定手続及び異議後の訴訟の授權契約書」において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 回収金 簡易確定手続、異議後の訴訟の手続及び民事執行の手続により相手方から回収した金員をいう。
- (2) 分配金 回収金を原資として、委託者に対し当機構が支払う金員をいう。

(手続参加のための費用)

第3条 簡易確定手続参加のための費用として個々の委託者に請求する額は、下記の計算方法により算出した費用の合計額とする。

- (1) 下記①から⑧までの合計額を、簡易確定手続に参加すると通知・公告の際に想定した委託者の人数で除した額。
    - ① 共通義務確認訴訟に要した費用（申立手数料、予納郵券のうち使用された部分、当事者・代理人・証人・通訳人の出廷のための旅費・日当・宿泊費、書類作成提出費用、翻訳費用、弁護士費用、証拠保全手続費用等。ただし、相手方から償還された額を除く）。
    - ② 仮差押えを行った場合は、その手続に要した費用（弁護士費用を含む）。
    - ③ 法25条1項に基づく通知・法26条1項に基づく公告に要する費用の見込額。
    - ④ 法32条に定められた授權に先立っての説明義務を果たすための費用（説明会の開催費用、電話等の問合せに対応する費用等）の見込額。
    - ⑤ 簡易確定手続開始の申立に関する手数料、予納郵券及び法17条に規定する予納費用。
    - ⑥ 債権届出に要する郵券代。
    - ⑦ 共通義務確認訴訟から債権届出までの労務費の見込額。
    - ⑧ その他共通義務確認訴訟から債権届出までに発生すると考えられる費用の見込額
  - (2) 債権届出に要する印紙代の当事者分。
- 2 手続参加のための費用は、その全額を授權時に支払を受けることを原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を、授權を得た後から事案が終了するまでの間に支払を受けることもできる。

## 書面 4

- 3 実際の委託者の人数が簡易確定手続に参加すると第1項第1号で想定した委託者の人数を下回った場合及び同号の各費用が見込み額を上回った場合でも、委託者に追加の負担を求めない。
- 4 実際の委託者の人数が簡易確定手続に参加すると第1項第1号で想定した委託者の人数を上回った場合及び同号の各費用が見込額を下回った場合において、第1項の費用の合計額を実際の委託者の人数及び費用により再計算し差額が生じたときは、生じた差額を委託者に返金する。ただし、返金するための費用が返金額を上回る場合は、返還を要しない。
- 5 前項の返還の時期は、分配の時とする。

(債権届出より後の手続に関する費用及び報酬)

第4条 債権届出より後の手続に関する費用及び報酬として委託者に請求する額は、(1)の合計額を(2)の定めにより按分した額、(3)に定める委託者への対応のために発生する費用、(4)に定める報酬及び(5)に定める費用の合計額とする。

また、(1)の合計額を(2)の定めにより按分した額、(3)に定める委託者への対応のために発生する費用及び(4)に定める報酬額の合計は、回収金の総額に応じて、(表1)に定める額を上限としなければならない。ただし、事案により特に必要があると認められる場合は、下表により算定された額の30%の範囲内で増額することができる。

(表1)

回収金の総額	～100万円	100万円超～400万円	400万円超～1000万円	1000万円超～3億円	3億円超
(1)の合計額を(2)の定めにより按分した額、(3)に定める委託者への対応のために発生する費用及び(4)に定める報酬額の合計の上限	委託者への分配金の額の50%未満	委託者への分配金の額の40%	委託者への分配金の額の35%	委託者への分配金の額の30%	委託者への分配金の額の20%

(1) 費用の合計額の構成

- ① 簡易確定手続の弁護士費用

## 書面 4

- ② 当機構に生ずる債権届出より後の手続に関する事務局経費のうち、委託者の人数に関係なく発生する固定的費用（例 OA 機器リース料等）
- (2) 委託者に請求する額は、(1) の合計額に、「簡易確定手続で認められた当該委託者の債権額」が「簡易確定手続で認められた債権の総額」に占める割合を掛けて算出する。
- (3) 委託者への対応のために発生する費用（実際に生じた費用に基づき、被害消費者 1 名あたりに発生する標準的な費用として算定された額）
- ① 問合せ対応及び連絡に係る人件費
  - ② 臨時電話・郵送費等の通信運搬費
  - ③ コピー代等の印刷費
  - ④ その他
- (4) 報酬（委託者への分配金の 6 % を上限とする。）
- (5) 委託者の事情から、特別に発生した費用
- 2 債権届出より後の手続に関する費用及び報酬として委託者に請求する額は、「委託者への分配金の額」の 50 % 未満でなければならない。授権時に確認した費用及び報酬の額・率がある場合には、それを超えてはならない。
- 3 前二項で算定された債権届出より後の手続に関する費用及び報酬は、委託者への分配金と清算する。ただし、簡易確定決定より前に債権額が確定し分配が終了する委託者については、仮算出した費用及び報酬を分配金と清算し、簡易確定手続終了後に、確定した費用報酬との差額を清算することができる。

（異議後の訴訟の費用及び報酬）

第 5 条 異議後の訴訟の費用及び報酬は次の合計とする。この費用及び報酬は、第 4 条に定められた債権届出より後の手続に関する費用及び報酬に加えて支払を受ける。

- (1) 異議後の訴訟における弁護士費用以外の費用全額。
- (2) 次に定める異議後の訴訟の報酬として委託者に請求する額
  - ① 異議後の訴訟の報酬の額は、(表 2) に定める額を上限とする。ただし、着手時に一部の支払いを受けていた場合は、その額を控除して請求する。

(表 2)

分配金の額	～ 300 万円	300 万円超～ 3000 万円	3000 万円超
報酬の額	分配金の額の 10 %	30 万円に加え、分配金の額のうち 300 万円を超える部分の 8 %	246 万円に加え、分配金の額の内 3000 万円を超える部分の 6 %

- ② 着手時に報酬の一部の支払いを求める場合は、簡易確定決定の額に加えて請求

## 書面 4

する経済的利益の5%とする。ただし、13万円を上限とする。

(異議後の訴訟に関連する証拠保全手続の費用及び報酬)

第6条 異議後の訴訟に関連する証拠保全手続の報酬の額は、第5条に定める報酬及び費用のほか、8万円を上限とする。

- 2 異議後の訴訟に関連する証拠保全手続の報酬は、着手前に支払いを受けてもよい。
- 3 異議後の訴訟に関連する証拠保全手続の費用として、弁護士費用以外の費用の全額の支払いを委託者に求めることができる。

(民事執行手続の費用及び報酬)

第7条 簡易確定決定後に行う民事執行手続の費用及び報酬は、次の合計とする。この費用及び報酬は、第4条に定められた債権届出より後の手続に関する費用及び報酬に加えて支払を受ける。

(1) 民事執行手続における弁護士費用以外の費用全額

(2) 次の①及び②に定める民事執行手続の報酬の額。

① 民事執行手続の報酬の額は、第5条(2)①に準じて算出する。

② 着手時に報酬の一部について支払いを求める場合は、請求額の3%とする。ただし、7万円を上限とする。

- 2 異議後の訴訟の判決後に行う民事執行手続の費用及び報酬は、次の合計とする。この費用及び報酬は、第4条に定められた債権届出より後の手続に関する費用及び報酬、並びに第5条に定められた異議後の訴訟の費用及び報酬に加えて支払を受ける。

(1) 民事執行手続における弁護士費用以外の費用全額

(2) 次の①及び②に定める民事執行手続の報酬の額。

① 民事執行手続の報酬の額は、第5条(2)①に準じて算出する。

② 着手時に報酬の一部について支払いを求める場合は、請求額の3%とする。ただし、7万円を上限とする。

(分配金の支払い方法)

第8条 分配金の支払については、分配金から未払い費用及び報酬を控除した後、委託者の指定口座に入金するものとする。その際の振込手数料は、委託者の負担とする。

(授權契約の解除に伴う清算)

第9条 授權契約の解除に伴う費用及び報酬の清算について次のように定める。

(1) 簡易確定手続における対象債権の届出をする前に授權契約の解除に至った場合は、受領した金員の全額を返金する。

(2) 対象債権の届出をした後の解除の場合

## 書面 4

- ① 当機構の責めに帰すべき事由がなく、授権契約が終了するときは、受領済みの  
手続参加のための費用を返金しない。委託者に手続参加のための費用の未払があ  
るときは、当機構は、その未払金を請求することができる。
- ② 当機構の責めに帰すべき事由がなく、授権契約が終了するときは、委託者との  
協議の上、本件業務の処理の程度に応じて、受領済みの費用及び着手金の全部若  
しくは一部を返還し、又は未払の民事執行手続に係る費用、異議後の訴訟に関連  
する証拠保全の費用、異議後の訴訟に係る費用及び着手金の一部を請求するこ  
とができる。返金のための費用は、当該委託者の負担とする。

### (3) みなし報酬の請求

本件業務が相当程度進行し、当機構の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、  
委託者が本件業務を終了させ、当機構の委託者に対する報酬請求権を侵害したときは、  
当機構は、当該委託者に対し、報酬を請求することができる。

### (消費税)

第 10 条 本規程における費用報酬の表示は、消費税別（本体価格）である。

### (改廃)

第 11 条 本規程は理事会の議決により改廃する。

2 本規程を改廃した場合は、速やかに内閣総理大臣に届け出る。

### (施行)

第 12 条 本規程は、特定適格消費者団体の認定を受けた日（平成 28 年 12 月 27 日）か  
ら施行する。